第三十七条の十一第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権

第三十七条の十一第二項第十三号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第三十七条の十一の三第四項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。）を送信して」に改め、同条第五項中「された特定口座開設届出書」の下に「（当該特定口座が第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座である場合に提出がされた特定口座開設届出書及び同号に規定する課税未成年者口座として特定口座を開設するために提出がされた特定口座開設届出書を除く。）」を加える。

第三十七条の十一の四第二項中「差金決済（」の下に「所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により譲渡があつたものとみなされたものを除く。」を加える。

第三十七条の十二の二第二項第五号中「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の六」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号中「（平成十七年法律第二十四号）」を削る。

第三十七条の十四第一項中「及び第五項」の下に「並びに次条」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第五項第一号中「投資信託委託会社（以下この条」及び「事務所をいう。以下この条」の下に「及び次条」を、「株式等をいう。以下この条」の下に「及び次条（同条第三項及び第五項第六号を除く。）」を加え、同項第二号中「設定しようとする」を削り、「に係る年分」を「を設定しようとする年」に改め、同号イ中「百万円」を「百二十万円」に改め、同号イ(2)中「から」を「又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された次条第五項第一号に規定する未成年者口座に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定から」に改め、同条第七項中「提示して」を「提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第九項中「次に掲げるいずれかの方法」を「、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項各号を削り、同条第十三項中「第九項各号に掲げるいずれかの方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第十六項、第十九項及び第二十一項中「第九項第一号に掲げる方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第二十三項中「又は第二十一項」を「、第二十一項その他政令で定める規定」に、「これらの規定に規定する」を「特定電子情報処理組織を使用する」に改め、同条第三十一項中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第二十七項及び第二十八項」を「第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年から平成三十五年までの各年（その年一月一日において当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が二十歳である年に限る。）の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に次条第五項第一号に規定する未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同日の属する年の属する勘定設定期間の記載がある非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出をしたものと、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と非課税上場株式等管理契約を締結したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第九項に規定する所轄税務署長に同項に規定する申請事項を提供したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第十三項に規定する所轄税務署長に同項に規定する事項を提供したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四の三第四項第一号中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に、「第三十七条の十四の三第四項第一号」を「第三十七条の十四の四第四項第一号」に改め、同項第二号中「に該当する」を「又は第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等に該当する」に、「同条」を「これら」に、「同項中」を「第三十七条の十四第一項中」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改め、同条を第三十七条の十四の四とする。

第三十七条の十四の二第六項中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に、「第三十七条の十四の二第六項」を「第三十七条の十四の三第六項」に改め、同条を第三十七条の十四の三とする。

第三十七条の十四の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四の二　金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる未成年者口座内上場株式等（未成年者口座管理契約に基づき当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該未成年者口座に保管の委託がされている株式等であつて前条第一項各号に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に、当該未成年者口座内上場株式等の当該未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

一　非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二　継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までの間

2　未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該未成年者口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　前二項の場合において、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。第五項第六号において同じ。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4　次に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第六項第四号において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管若しくは返還又は第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設